宿泊税対応システム改修事業費補助金、宿泊事業者のDX推進事業費補助金 Q&A

No		分類	質問	回答
1	**【共通】補助対象者、対象施設について**	補助対象者	本社は県外ですが宿泊施設が大分県内に所在すれば申請できますか。	旅館業法の許可(旅館業法第３条１項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第３条１項）をされている、要綱に定める補助対象事業者であれば申請可能です。
2		補助対象者	県内で民泊を営んでいますが、申請できますか。	旅館業法の許可(旅館業法第３条１項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第３条１項）をされている、要綱に定める補助対象事業者であれば申請可能です。
3		補助対象者	ラブホテルを運営していますが、申請できますか。	旅館業法の許可(旅館業法第３条１項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第３条１項）をされている、要綱に定める補助対象事業者であれば申請可能です。
4		補助対象者	外資系の法人ですが、申請できますか。	旅館業法の許可(旅館業法第３条１項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第３条１項）をされている、要綱に定める補助対象事業者であれば申請可能です。
5		補助対象者	事業継承により休業中の旅館業の許可を引き継ぎ、開業準備中の状況ですが補助の対象となりますか。	旅館業法の許可(旅館業法第３条１項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第３条１項）をされている、要綱に定める補助対象事業者であれば申請可能です。
		補助対象者	**オープン予定で施設の建設は完了しており、旅館業許可を取得済みですが、補助金申請可能ですか。**	**旅館業許可を取得されていれば申請可能です。** **・補助対象事業者は、「大分県内に所在する宿泊施設の経営者」である（交付要綱第３条）** **※「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けて営む同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第３項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をして営む同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る施設をいう。（交付要綱第２条）**
		補助対象者	**旅行業許可は市町村として取得しているが、実際の運営は民間に委託していて、民間が補助金を申請する場合、提出が必要な資料はありますか。**	**両者の関係が確認できる書類（契約書、指定管理に関する協定書等）の提出をお願いします。**
8		補助対象者	特別徴収義務者の登録をしていなければ申請ができませんか。	登録予定を含むため、申請が可能です。実績報告の際に登録書の写しを証拠書類として提出いただきます。
9		複数施設	県内に複数の宿泊施設を経営しており、それぞれで旅館業法の許可を受けています。施設ごとに分けて申請することはできますか。	施設単位での申請が可能です。ただし、申請が複数にわたると、より多くの審査時間を要することから、できる限りまとめての申請に御協力をお願いします。
10		複数施設	敷地内に複数のロッジを経営しています。この場合、申請は施設ごと行うのでしょうか。	旅館業法の許可(旅館業法第３条１項）又は、住宅宿泊事業法の届出（住宅宿泊事業法第３条１項）に記載されている施設を補助対象施設の計上単位とします。「宿泊税対応システム改修事業費補助金」の上限額（200万円）、「宿泊事業者DX推進事業」の上限額（300万円、賃上げの場合340万円）の双方とも、当該施設の単位で適用しますので、ご留意ください。 （例）敷地内の５棟のコテージについて、旅館業法の許可をまとめて１件として受けている場合 → 補助対象となる宿泊施設としては１件とカウントし、補助上限額は300万円です。
11	**【共通】交付申請について**	申請	「宿泊税対応システム改修事業費補助金」と「宿泊事業者DX推進事業費補助金」の両方の補助金を申請できますか。	可能です。
12		申請	一度、交付申請し交付決定を受けましたが、補助上限額に余りがある場合、追加の交付申請をしてもよいですか。（例：８月に掃除ロボットを申請し、11月に自動チェックイン機器を申請）	１施設についての申請は１回のみです。補助上限額に達していない場合でも、２回目以降の申請はできません。
13		申請	一度、交付申請し交付決定を受けましたが、追加で別の機器を購入し、補助対象として計上してもよいですか。（例：掃除ロボット購入で100万円の交付決定を受けた。その後、追加で自動チェックイン機を購入し補助対象として計上）	一度交付決定を受けた実施計画に記載のない、新しい支出の追加や補助金額の増加はできません。
14		申請	郵送、持参等で申請することはできますか。	原則として、電子申請システムで申請してください。郵送、持参等で申請する場合には、事務局にお問合せください。
15		予算	予算総額の上限に到達した場合、補助金の受付は終了となりますか。	補助制度としては、受付順での交付ということになります。他県の事例や昨年度実施した宿泊施設の皆様へのアンケート結果等を踏まえ、必要と考えられる予算を確保していますが、申請期間内であっても申請状況により、受付を終了する場合もありますのでご了承ください。

No		分類	質問	回答
16	**【共通】交付申請について**	書類	申請書等には押印は必要ですか。	押印は不要です。
17		書類	申請書類に不備があった場合、どうなりますか。	資料の訂正や追加資料の提出等対応いただきたい事項を事務局からお知らせします。 なお、事務局の求める期限どおりに対応をいただけず、審査に支障が生じる場合、補助金が支払えなくなることがありますので、迅速な対応に御協力をお願いします。
18		書類	既存のシステム改修など、契約の相手方が１者に限られる場合でも、２者以上からの見積が必要となりますか。	見積書１件につき金額が１０万円を超えるものについては、複数事業者からの見積書（相見積もり）が必要です。やむを得ない理由により１社しか見積が取れない場合は、随意契約理由書（様式はホームページに掲載しています）を提出してください。
19		書類	支払いを口座引き落としで行う場合は、領収書が出せない可能性がありますがどうすればいいですか。	電子商取引をする場合は、実績報告時に支払日、支払元名、支払先名、支払金額、利用内容、引き落とし口座情報が確認できる書類又は取引画面を添付するようお願いします。
20		書類	業者から取る見積書の有効期限が1週間しかない場合はどうすれば良いですか。	見積書に表示されている期限を経過していても、申請日時点で有効であることが確認できれば、再度、見積書を取り直していただく必要はありません。ただし、申請内容の審査から交付決定まで概ね1～２ヶ月を要するため、それまでの期間に金額が上昇した場合、金額上昇分は申請者負担になります。
21	**補助対象について［共通］**	補助対象経費	「宿泊税対応システム改修事業費補助金」と「宿泊事業者DX推進事業費補助金」の補助対象の違いを教えてください。	「宿泊税対応システム改修事業費補助金」は、宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費に限り補助対象となります。 一方、「宿泊事業者DX推進事業費補助金」は、DXの推進に資するシステム、デジタルツール及び機器の購入、導入及び改修に要する経費が幅広く対象になります。 宿泊税に対応することを目的とする場合、ホテル管理システム（PMS)を "新たに"導入する場合は「宿泊事業者DX推進事業費補助金」の対象となり、"既に"導入しているシステムを改修する場合は「宿泊税対応システム改修事業費補助金」の補助対象となります。 いずれを利用すべきか判断に迷う場合は事務局までお問い合わせください。
22		補助対象経費	他の補助金や助成金等に申請した事業内容と同一の経費を申請することはできますか。	他の補助金等に申請した経費は対象となりません。
23		補助対象経費	中古品は対象となりますか。	補助対象外です。
24		補助対象経費	システム改修に伴う税理士等への相談費用は対象となりますか。	補助対象外です。
25		補助対象経費	補助金申請に伴う書類作成費用は対象となりますか。	補助対象外です。
26		補助対象経費	取引業者は日本の会社以外は対象外ですか。 +A24:D28	外国の会社との取引も対象となります。見積書は対象経費が確認できるようシステム一式等でなく詳細に経費の記載をお願いします。
27	**宿泊税対応システム改修事業費補助金**	補助対象経費	「宿泊税対応システム改修事業費補助金」の対象経費の例を教えてください。	既に導入済みの予約管理・精算システムに、課税免除となる宿泊（修学旅行等）の判別、宿泊税額の算定、宿泊税の申告に必要な帳簿等の作成・出力機能等を付加するための改修に係る経費などです。
28		補助対象経費	「宿泊税対応システム改修事業費補助金」の対象になるシステム改修に加え、二次元コードの使用といった宿泊税以外の機能追加も補助対象となりますか。	宿泊税以外の機能追加については、補助対象外です。原則として、対象外経費に係る事業については、契約を分けていただくようお願いいたします。事情により一括での契約とせざるを得ない場合は、提出する見積書について、金額の内訳が分かるものを提出して下さい。
29		補助対象経費	ＰＭＳ等の既存システムを大幅に改良し、新しいバージョンに更新するバージョンアップ（アップグレード）により性能が高い上位版への入れ替える場合、「宿泊税対応システム改修事業費補助金」の補助対象経費となりますか。	「宿泊税対応システム改修事業費補助金」については、宿泊税導入に伴い改修が必要となる既存システムの改修費用のみを対象としており、単なるバージョンアップは対象外です。
		補助対象経費	**改修を行う事業について、必要な許諾・協力を得たうえで、既存システムの開発元以外の会社が、連携部分を開発・納品することは場合は対象になりますか。**	**宿泊税のための改修であること、既存システムの改修・拡張であることが確認できれば、補助対象となり得ます。確認資料として、「宿泊税対応のための既存システムの改修」であることが客観的に分かる仕様書や提案書等を添付してください。また、「開発元の同意書」があれば添付してください。**
31		補助対象経費	自社で技術者を雇用し開発しているシステムを改修する場合は、対象となりますか。	事務局又は県へ個別にお問い合わせください。
32		補助対象経費	現在、国の補助金を使って新たなホテルシステムの導入を予定しています。導入自体は10月前後予定しているのですが、宿泊税の対応はできていない為、「宿泊税対応システム改修補助金」を使ってシステム改修をしたいです。見積もりを準備すれば10月前後の導入前に申請してもいいのでしょうか。	「宿泊税対応システム改修補助金」については、既存システムの改修費が対象となります。そのため、申請時点においてシステムがあることが前提となりますので、導入後の申請をお願いします。

No		分類	質問	回答
33	**宿泊事業者のDX推進事業費補助金**	補助対象経費	どのような経費が補助の対象になりますか。	DX の推進に資するシステム、デジタルツール及び機器の購入、導入及び改修に要する経費が幅広く対象になります。
34		補助対象経費	システム等をレンタル・リースする際の月額費用やサブスクリプション等の費用は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
35		補助対象経費	新たに導入するデジタルツールに付帯する保守・サポート費用は、補助対象となりますか。	導入が補助事業の目的に合致するデジタルツールの導入経費と併せて申請する場合は、宿泊事業者のDX推進事業費補助金の補助対象となります。
36		補助対象経費	機械装置等の設置費用（工事費）は、補助対象となりますか。	設置する機械装置等が補助対象であり、その導入に必要と認められる場合は宿泊事業者のDX推進事業費補助金の補助対象となります。
37		補助対象経費	制度を知らず、４月にインカムシステムを導入しました。こう言った場合の補助金の適用は不可能でしょうか。	既に導入済の設備・システムについては、補助対象外となります。
38		補助対象経費	宿泊施設の館内のレストラン（直営のもの）に配膳ロボットの購入を計画していますが、補助対象となりますか。	導入が補助事業の目的に合致する場合には、宿泊事業者のDX推進事業費補助金の補助対象となります。
39		補助対象経費	宿泊施設とは離れた場所にあるレストラン（宿泊施設と同一法人が運営するもの）に、配膳ロボットの購入を計画していますが、補助対象となりますか。	本補助金は「宿泊事業者における業務の省力化や生産性向上」に繋がるシステムや機器の導入を対象としています。この業務とは、旅館業法・住宅宿泊事業法上の宿泊施設における業務となります。 例えば、同一法人が営業する飲食店が宿泊施設と同じ敷地内にあり、食事付きプランの宿泊客の朝食・夕食の提供会場となっているなど、実質的に宿泊施設の一部機能として稼働している場合は、対象となる可能性はありますが、離れた場所にある飲食店におけるシステム・機器導入はそれに該当するものとは言えず、対象外となります。
40		補助対象経費	パンフレット等に宿泊税について新しく記載をした印刷等経費などは対象になりますか。	紙媒体を含む印刷経費は対象となりません。なお、後日、宿泊税を宿泊者へ説明するためのリーフレットを県にて作成し、県内の宿泊施設へ配布する予定ですのでご活用ください。
41	**宿泊事業者のDX推進事業費補助金**	導入システム・機器	Ａ社のシステムからＢ社のシステムに乗り換える場合は補助対象となりますか。	単なるシステムの乗り換えは対象になりません。
42		導入システム・機器	現在使っているWi-Fiが古く・状態が悪いので、新しいWi-Fiを導入したいのですが対象となりますか。	単なる機器の買い替えは対象となりません。
43		**導入システム・機器**	**古くなり機能が衰えてきたパソコンを入れ替える場合は補助金の対象になりますか。**	**単なる機器の買い替えは対象となりません。既にパソコンを持っている場合は対象となりません。**
44		導入システム・機器	現在パソコンを持っていない。宿泊施設の業務のためにパソコンを購入したいが、対象になりますか。	現在パソコンを持っていないのであれば、対象となります。ただし、補助事業により導入したパソコンは、本補助金の目的以外のことには使用できません（例：県外の宿泊施設の業務への使用は不可。宿泊施設とは関係のない業務への使用は不可。）。なお、既にパソコンを持っている場合は対象となりません。
		導入システム・機器	**予約専用ＨＰや自動メッセージ送信機能などのシステムを導入するための開発費用は補助対象ですか。外部事業者へ委託をするか、自社で開発するかどちらかで検討しています。**	**外部事業者へ開発委託費用は補助対象になります。自社で開発するための人件費は補助対象外です。**
		導入システム・機器	**大浴場の混雑状況をリアルタイムで確認できるシステムを導入するにあたり、物品と施行の２社へ支払いが発生する予定です。補助対象経費として認められる場合、 ２社分の費用を合算した金額に対して補助を受けることができますか。**	**合算した金額を補助対象経費として申請してください。**
47		導入システム・機器	食洗機やオーブンレンジ等、新しい厨房機器の購入は対象になりますか。	補助対象事業が「デジタルを活用した省力化」であるため、それに該当しなければ、対象とはなりません。
48		導入システム・機器	ホテルのフロントに自動チェックイン・システムの導入を計画していますが、補助対象となりますか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。
49		導入システム・機器	複数の予約サイト（OTA)と契約しているので、サイトコントローラーの導入を計画していますが、補助対象となりますか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。
50		導入システム・機器	自動翻訳機整備（クラウド型）は補助金の対象となりますか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。
51		導入システム・機器	旅館敷地内の芝生管理用にロボット芝刈り機を導入したいのですが、対象となりますか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。

No		分類	質問	回答
52	**宿泊事業者のDX推進事業費補助金**	導入システム・機器	ＡＩでスイッチのＯＮ・ＯＦＦや室内の温度を自動で設定ができるようなエアコンは対象経費となりますか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。
53		導入システム・機器	業務負担の軽減であれば、海外客対応のために多言語翻訳機の導入費用は申請可能でしょうか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。
54		導入システム・機器	監視カメラを導入し、駐車場やホテル館内の見回り業務の省力化につなげたいのですが、対象になりますか。	導入により、業務の効率化・省力化や生産性向上に繋がるなど、本補助金の目的と合致する場合には、補助対象となり得ます。ただし月額利用料は対象にならず、補助対象は導入にかかる費用のみです。
55	**交付決定後**	事業変更	交付決定後、実際に補助事業を進める中で、事業内容に変更が生じた場合はどうしたら良いですか。	軽微な変更である場合を除き、「変更承認申請書」を提出して知事の承認を受ける必要があります。不明な場合は、事務局にご相談ください。
56		補助対象経費の支払い	補助対象経費の支払方法は、現金払いでも良いでしょうか。	支払い行為は、原則、銀行振り込みの方式としてください（小切手・手形による支払いは不可）。やむを得ず現金払いを行う場合には、領収書等の支出証拠書類を必ず徴し、保管してください。
57		補助対象経費の支払い	支払を振込で行う際、振込手数料を差し引いた金額で振り込んだ場合、その場合の補助対象経費はいくらになりますか。	振込手数料を発注先が負担する場合は、振込手数料を差し引く前の金額が補助対象となります。
58	**実績報告**	事業完了	交付決定を受けた補助対象経費のうち、支払が完了したものから実績報告書を提出してもいいですか。	実績報告書は交付決定を受けた実施計画に記載の事業が全て完了してか ら、合計額を算出し提出してください。 一部の内容・金額で実績報告した場合は、当該金額に基づき補助金額を確定するため、残りの補助対象経費に当たる金額は支払えなくなります。
59		事業完了	補助対象期間内に事業が完了しなかった場合、どうなりますか。	事業に遅れが生じる場合は、出来るだけ早期に事務局に相談してください。なお、実績報告書の提出期限までに事業完了し報告書の提出ができない場合は、補助金の支払いが難しくなりますので、くれぐれもご注意ください。
60	**交付請求**	補助金支払い	複数の施設について申請した場合、補助金は施設ごとの口座に振り分けてもらえますか。	複数の施設をまとめて申請した場合も、補助金の振込は１申請あたり１つの銀行口座となります。
61		補助金支払い	交付決定通知書を受領したので、これで補助金が支払われますか。	交付決定通知書を受領しただけでは、補助金は支払われません。交付申請時の実施計画どおりの事業を完了し、実績報告書を提出いただいた後、補助金の額の確定通知を送付します（システムにアップします）。その後、事務局に交付請求書をお送りいただいた後、県にて内部決裁の上、補助金をお支払いします。
62	**事業終了後**	関係書類の保存	補助金受領後、関係書類はいつまで保存すれば良いですか。	補助事業が終了した日、または、補助事業を廃止することを承認された日に属する会計年度の翌年度を起算年として、５年間、関係書類・帳簿等を保存してください。
63		機器等の管理	補助金の受領後、導入した機器・システムの管理について注意することはありますか。	補助金により取得した機器等は、善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の目的に沿って効果的な運用を図って下さい。この時、財産管理台帳を備え管理願います。
64		財産処分の制限	翌年度以降、今回の補助で取得した機器を譲渡や売却、処分をする場合、何か制限がありますか。	補助事業によって取得した財産については、補助金の目的に反した使用、譲渡、貸付や担保に供すること等が制限されます。また、１件あたりの取得価格が５０万円以上の財産を処分する場合は知事の承認が必要です。これらの行為が制限される期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第 15号）に定められた期間です。財産処分を行う場合、原則として残存簿価等から算出される金額を返還する必要があります。処分が制限される期間内において、当該財産を処分する場合は、事前に知事の承認を受ける必要がありますので、処分する前に県へご連絡ください。